

令和 7 事業年度審査支払会計

高齢者医療制度円滑導入勘定

キャッシュ・フロー計算書

※ 当勘定については、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条第 3 項に基づき、国庫からの交付金により、70 歳から 74 歳の被保険者又は被扶養者の療養に係る一部負担金等の 1 割相当額を国が被保険者等に代わって支払いを行うための支払事務に要する経費を経理する勘定でありましたが、令和 6 事業年度をもって交付金の予算措置が終了し、令和 7 事業年度において交付金の精算が完了したため、当期末で勘定を廃止しました。

また、勘定残高がなく、損益も発生していないことから、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の該当項目はありません。

なお、附属明細書についても同様であります。

令和 7 事業年度審査支払会計
高齢者医療制度円滑導入勘定キャッシュ・フロー計算書

(自 令和 7 年 4 月 1 日)
(至 令和 8 年 3 月 31 日)

区 分	注記 番号	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		千円
人件費の支出		△ 1
その他の業務支出		△ 675
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 676
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減額		△ 676
VI 現金及び現金同等物の期首残高		676
VII 現金及び現金同等物の期末残高		—

重要な会計方針

期 別 項 目	当会計期間 (自 令和7年4月 1日) (至 令和8年3月 31日)
1. キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 2. その他財務諸表作成のため の重要な事項 消費税等の会計処理	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。